

8月1日から

介護保険制度が見直されます

1 食費・居住費などの助成(特定入所者介護(介護予防)サービス費)が見直されます。

介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変更されます。

(1) 段階の見直しと預貯金額などの基準額の見直し

世帯全員と配偶者が住民税非課税の方で本人の年金収入などの額に応じて設けられている段階の中で第3段階が見直しされ、①と②の2つの段階に区分されます。また、それぞれの段階の預貯金要件が見直されます。

| 収入など要件 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 年金収入など (*)80万円以下 (第2段階) | | 単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下 |
| 年金収入など80万円以上120万円以下 (第3段階①) | 単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下 | 単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下 |
| 年金収入など120万円以上 (第3段階②) | | 単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下 |

(*) 年金収入など = 公的年金など収入金額 (非課税年金含む) + その他の合計所得金額

(2) 食費の負担限度額の見直し

ショートステイ利用者として施設入所者で第3段階②の方の食費(日額)の負担限度額が見直されます。居住費の負担限度額は、変更ありません。また、下表以外の生活保護受給者や高齢福祉年金受給者など(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

| 収入など要件 | 施設入所者 | | ショートステイ利用者 | |
|-----------------------------|-------|--------|------------|--------|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 年金収入など80万円以下 (第2段階) | 390円 | 390円 | 390円 | 600円 |
| 年金収入など80万円以上120万円以下 (第3段階①) | 650円 | 650円 | 650円 | 1,000円 |
| 年金収入など120万円以上 (第3段階②) | 650円 | 1,360円 | 650円 | 1,300円 |

2 毎月の負担上限額(高額介護(介護予防)サービス費)が見直されます。

住民税課税世帯の区分が細分化され、介護サービスの利用者と同一世帯に年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の自己負担上限額が以下の通り変わります。

| 収入など要件 | 世帯の負担上限額 | |
|--|----------|----------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 課税所得690万円 (年収約1,160万円) 以上 | 44,400円 | 140,100円 |
| 課税所得380万円 (年収約770万円) 以上 ~ 同690万円 (年収約1,160万円) 未満 | | 93,000円 |

※上記以外の住民税非課税世帯の方などの負担上限額に変更はありません。

問い合わせ先 / 役場福祉課介護保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

弟子屈町斎場のご利用にあたって

町斎場をご利用になる場合の注意事項などについてご案内します

■ 斎場を利用するには

- ・電話などによる予約は受け付けていません。斎場を利用するには、役場窓口か川湯支所への死亡の届け出が必要です。

■ 火葬当日の注意点

- ・火葬当日は、死亡の届け出の際に町から発行される「火葬許可証」を斎場に提出してください。
- ・出棺前には必ずドライアイスを取り除いてください。
- ・腕時計など貴金属製品、プラスチック製品などの副葬品の自粛にご協力ください。

■ 待合室のご利用について

- ・死亡届を受理した時点で、待合室を1室ご用意します。
- ・ごみは町指定のごみ袋に入れて、斎場前の集積箱に投入してください。町指定のごみ袋をご用意いただけない場合はお持ち帰りください。

- ・待合室やロビー、給湯室の使用後は使用者の責任において必ず後片付けをし、清掃を行った上で、施設管理人の確認を受けてください。

■ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

- ・来場される方の人数は、可能な限り少なくなるようにご配慮をお願いします。
- ・以下の方については、来場することを控えるようにしてください。
 - ①新型コロナウイルス感染症陽性反応者との濃厚接触者にあたる方
 - ②咳や発熱などの症状がある方
 - ③感染により持病などの重症化が懸念される方
- ・来場される方は必ずマスクを着用し、こまめな手洗いやアルコール消毒にご協力ください。
- ・待合室での会食の際は、食事中以外は必ずマスクを着用してください。

■ 斎場使用料 (「火葬許可証」を発行する際にお支払い頂きます)

- ・亡くなられた方が弟子屈町民…12歳以上 10,000円、12歳未満 7,000円
- ・亡くなられた方が町民以外…12歳以上 20,000円、12歳未満 14,000円

問い合わせ先 / 役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

下仁多地域の投票所を廃止します

町選挙管理委員会では、各選挙の際に町内15箇所の投票所を設置し選挙を行ってききましたが、下仁多地域から、地域住民が減少してきたため地域から投票立会人を選出することが難しくなり、投票所を廃止したいとの要望がありました。

こうした要望を受けて行った下仁多地域の全世帯アンケートの調査結果を踏まえ、6月1日に開催された弟子屈町選挙管理委員会、下仁多地域の投票所(仁多寿の家)を廃止し、弟子屈小学校の投票所へと統合することを決定しましたのでお知らせします。

今回の選挙から適用となりますので、下仁多地域の皆さんは投票所をお間違えにならないようお願いします。



問い合わせ先 / 弟子屈町選挙管理委員会(役場総務課総務係) ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)